

強制出向延長取消裁判の地裁判決に対する見解

4月15日、東京地方裁判所は「就労義務不存在確認等請求事件」（強制出向延長取消裁判）で、原告である東京地区分会山本組合員の請求を却下し、会社側の主張を認める判決を下した。私たちは会社による本人の同意を得ないままの一方的な強制出向延長命令を認めるこの不当判決を弾劾する。

この不当判決は、法に定める労働者の権利をないがしろにするものであり、出向及び出向延長を繰り返す使用者の権利のみを無条件に認め、今後全ての労働者に不利益をもたらすものである。私たちはこのような判決を労働組合として絶対に認めることはできない。

2012年、新幹線メンテナンス東海へ若年出向中であった山本組合員が3年間の出向期間満了に伴い、健康面での不安や年齢のことも考えて原則出向年齢到達前にJR本体への復帰を三度にわたる面談で希望した。しかし会社は、さらに2015年までの3年間の出向延長を一方的に発令し、新幹線メンテナンス東海への継続就労を強制した。このことに対して、この発令の無効とJR本体で働く雇用上の地位確認を求め三度の労働審判を経て本裁判へと移行し、この間東京地裁で争ってきた。

私たちは、裁判の中でJR東海の就業規則や各組合と締結している労働協約・協定、出向規程には「出向延長」の規定や文言の記述が一切ないこと、若年出向の内にJR本体に復帰したい旨の意思表示をしている山本組合員に対して会社が出向延長を強要することができる法的な根拠を明らかにすることを求めた。また、帰任に際して出向前の元職場である車両所で働く権利のあることを主張してきた。

だが判決は、「出向期間の延長について、その文章のつたなさに乗じてそれまでの共通理解と異なる解釈を主張するものである」と、重要な雇用契約である労働協約や就業規則における出向延長に関する定めの不備に対し「文章表現の問題だ」と核心部分を切り縮め、若年出向から繰り返し出向し続けることは「労使共通の理解」だと、私たちが求めた労働法に基づく法的な根拠を示すことを意図的に避けて、会社主張を強く補完することに終始している。裁判官は、「出向は現代の人身売買」と言われている現実から逃避したのである。

私たちは4月21日、東京高等裁判所へ控訴の手続きを行い次の闘いへ進むことを決意した。これまでの過程で培ってきた組織の団結をよりいっそう打ちかため、この不当判決に怯むことなくさらなる闘いの前進と山本組合員のJR本体復帰を目指して今後も仲間と共に奮闘していくものである。

2014年 4月29日

JR東海労働組合
中央本部
新幹線地方本部
東京地区分会